

■返戻金制度関連条文抜粋

第4条(対価の返還)

1. 本雇用契約が締結後3か月以内に終了した場合、乙は、甲に対し、甲より受領した本対価のうち以下の定めに従って算出した金額を、次項の定めに従って支払うことにより返還するものとする。但し、本雇用契約終了の事由が、専ら甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
 - (1) 本雇用契約成立後1か月以内に本雇用契約が終了した場合:本対価の80%に相当する金額
 - (2) 本雇用契約成立後1か月を超え3か月以内に本雇用契約が終了した場合:本対価の50%に相当する金額
2. 前項の金額の返還は、乙が、甲に対し、本雇用契約終了の日が属する月の翌月末日までに、甲が別途指定する銀行口座に振り込む方法により行うものとする。当該振込にかかる費用は、乙の負担とする。